

承認第 11 号

専決処分事項の承認について

橋本市都市計画税条例の一部を改正する条例について、急施を要するため、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 179 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり市長において専決処分したので、同条第 3 項の規定により議会に報告し、承認を求める。

令和 2 年 5 月 15 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

専決処分について

橋本市都市計画税条例の一部を改正する条例について、急施を要するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり市長において専決処分する。

令和2年4月30日 専決

橋本市長 平木 哲朗

橋本市都市計画税条例の一部を改正する条例

第1条 橋本市都市計画税条例(平成18年橋本市条例第72号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>1～10 略</p> <p>12 法附則第15条第1項、第13項、第18項、第20項、第22項、第24項、第29項、第37項から第39項まで、第42項、第44項、第47項若しくは第48項、第15条の3又は第61条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第61条」とする。</p> <p>13 略</p>	<p>附 則</p> <p>1～10 略</p> <p>12 法附則第15条第1項、第13項、第18項、第20項、第22項、第24項、第29項、第37項から第39項まで、第42項、第44項、第47項若しくは第48項又は第15条の3の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで」とする。</p> <p>13 略</p>

第2条 橋本市都市計画税条例の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>1～10 略</p> <p>12 法附則第15条第1項、第13項、第18項、第20項、第22項、第24項、第29項、第37項から第39項まで、第42項、第44項、第47項若しくは第48項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。</p> <p>13 略</p>	<p>附 則</p> <p>1～10 略</p> <p>12 法附則第15条第1項、第13項、第18項、第20項、第22項、第24項、第29項、第37項から第39項まで、第42項、第44項、第47項若しくは第48項、第15条の3又は第61条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第61条」とする。</p> <p>13 略</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年1月1日から施行する。